

5 G サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]
<p>第1章～第11章 (略)</p> <p>第12章 雑則</p> <p>第64条～第69条 (略)</p> <p>(利用に係る契約者の義務)</p> <p>第70条 契約者は、次のことを守っていただきます。</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p><u>(16) (略)</u></p> <p>2～6 (略)</p> <p>(注1)～(注2) (略)</p> <p>第71条～第84条 (略)</p> <p>第13章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1～別表7 (略)</p> <p>附 則 (令和6年5月1日経企第442号)</p> <p>この改正規定は、令和6年5月15日から実施します。</p>	<p>第1章～第11章 (略)</p> <p>第12章 雑則</p> <p>第64条～第69条 (略)</p> <p>(利用に係る契約者の義務)</p> <p>第70条 契約者は、次のことを守っていただきます。</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p><u>(16) 陸上以外で移動無線装置を契約者回線に接続しないこと</u></p> <p>(17) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(注1)～(注2) (略)</p> <p>第71条～第84条 (略)</p> <p>第13章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1～別表7 (略)</p>

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]
<p>第 1 章～第 12 章 (略)</p> <p>第 13 章 雑則</p> <p>第 65 条～第 69 条 (略)</p> <p>(利用に係る契約者の義務)</p> <p>第 70 条 契約者は、次のことを守っていただきます。</p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p><u>(17) 移動無線装置を当社が定める無人航空機に搭載するときは、当社があらかじめ承諾した日時及び地域以外で契約者回線に接続しないこと</u></p> <p>2～6 (略)</p> <p>(注 1)～(注 2) (略)</p> <p>第 71 条～第 80 条の 2 (略)</p> <p>第 14 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 1～別表 7 (略)</p> <p>附 則 (令和 6 年 5 月 1 日経企第 442 号)</p> <p>この改正規定は、令和 6 年 5 月 15 日から実施します。</p>	<p>第 1 章～第 12 章 (略)</p> <p>第 13 章 雑則</p> <p>第 65 条～第 69 条 (略)</p> <p>(利用に係る契約者の義務)</p> <p>第 70 条 契約者は、次のことを守っていただきます。</p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p><u>(17) 陸上以外で移動無線装置を契約者回線に接続しないこと</u></p> <p>(18) 移動無線装置を無人航空機等に搭載するときは、陸上その他当社があらかじめ承諾した日時及び地域以外で契約者回線に接続しないこと</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(注 1)～(注 2) (略)</p> <p>第 71 条～第 80 条の 2 (略)</p> <p>第 14 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 1～別表 7 (略)</p>

専 用 回 線 等 接 続 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]
<p>第1章～第11章 (略)</p> <p>第12章 雑則</p> <p>第56条～第57条 (略)</p> <p>(利用に係る契約者の義務)</p> <p>第58条 契約者は、次のことを守っていただきます。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>第59条～第62条 (略)</p> <p>第13章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1～別表4 (略)</p> <p>附 則 (令和6年5月1日経企第442号)</p> <p>この改正規定は、令和6年5月15日から実施します。</p>	<p>第1章～第11章 (略)</p> <p>第12章 雑則</p> <p>第56条～第57条 (略)</p> <p>(利用に係る契約者の義務)</p> <p>第58条 契約者は、次のことを守っていただきます。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p><u>(10) 陸上以外で移動無線装置を契約者回線に接続しないこと</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>第59条～第62条 (略)</p> <p>第13章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1～別表4 (略)</p>

ワ イ ド ス タ - 通 信 サ - ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]
<p>第1章～第11章 (略)</p> <p>第12章 雑則</p> <p>第55条～第58条 (略)</p> <p>(利用に係る契約者の義務)</p> <p>第59条 契約者は、次のことを守っていただきます。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>第60条～第68条の2 (略)</p> <p>第13章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1～別表8 (略)</p> <p>附 則 (令和6年5月1日経企第442号)</p> <p>この改正規定は、令和6年5月15日から実施します。</p>	<p>第1章～第11章 (略)</p> <p>第12章 雑則</p> <p>第55条～第58条 (略)</p> <p>(利用に係る契約者の義務)</p> <p>第59条 契約者は、次のことを守っていただきます。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 陸上又は海上以外で移動無線装置を契約者回線に接続しないこと</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>第60条～第68条の2 (略)</p> <p>第13章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1～別表8 (略)</p>

ワ イ ド ス タ - Ⅲ 通 信 サ - ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]
<p>第1章～第11章 (略)</p> <p>第12章 雑則</p> <p>第56条～第60条 (略)</p> <p>(利用に係る契約者の義務)</p> <p>第61条 契約者は、次のことを守っていただきます。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>第62条～第70条 (略)</p> <p>第13章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1～別表6 (略)</p> <p>附 則 (令和6年5月1日経企第442号)</p> <p>この改正規定は、令和6年5月15日から実施します。</p>	<p>第1章～第11章 (略)</p> <p>第12章 雑則</p> <p>第56条～第60条 (略)</p> <p>(利用に係る契約者の義務)</p> <p>第61条 契約者は、次のことを守っていただきます。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 陸上又は海上以外で移動無線装置を契約者回線に接続しないこと</u></p> <p>2～5 (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>第62条～第70条 (略)</p> <p>第13章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1～別表6 (略)</p>